

中野区認知症施策推進計画の策定の考え方について

令和5年6月に成立した、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」という。)に基づき、区では認知症施策推進計画を策定することとしたので報告する。

1 策定の趣旨

国は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら、共生する活力ある社会の実現を推進することを目的として認知症基本法を制定した。

こうした国の動向を踏まえつつ、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を目前に控え、区における認知症の人を取り巻く環境や生活課題等の変化を捉えた認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、認知症施策推進計画を策定する。

2 計画の位置づけ及び期間等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、認知症基本法の第13条に基づく、市町村認知症施策推進計画として位置づけるものとする。

なお、策定にあたっては現在検討を進めている中野区健康福祉総合推進計画の中で個別計画の一つとして盛り込む予定である。

(2) 期間

令和6年度から令和8年度の3年間

(3) 計画の構成

認知症基本法等の国の動向を踏まえつつ、計画の目標や目指す姿、成果指標、区の現状と課題など盛り込むべき内容を整理し、施策及び主な取組を体系的に計画化する。

3 策定方針

- (1) 中野区民や事業者、関係者等が互いに尊重し合う地域共生社会の実現を目指す姿とする。
- (2) 認知症基本法に示された基本理念を尊重する。
- (3) 認知症の人やその家族、支援者の声を可能な限り反映したものとする。
- (4) 認知症施策推進の視点からの区の施策や取組・事業を整理する。
- (5) 第10期中野区健康福祉審議会の答申を反映したものとする。

4 現在検討中の施策及び取組事項

- (1) 正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護
 - ・当事者・家族等からの情報発信の支援
 - ・認知症への正しい理解の啓発
 - ・本人の意思決定の支援
 - ・成年後見制度の普及・利用の促進
 - ・虐待の防止
- (2) 早期発見・早期対応を支える体制
 - ・認知症相談体制の強化
 - ・認知症予防の推進
 - ・支援者連携の推進
 - ・医療体制の整備
 - ・若年性認知症への取組
- (3) 認知症の人にやさしいまちづくり
 - ・地域での安心・安全な暮らしを支える基盤の整備
 - ・本人・家族等が主体的に参加できる場づくり
 - ・ケアラー支援
 - ・多機関協働で支える地域づくり
 - ・支援者の活動の促進

5 今後の予定

令和5年11月 中野区認知症推進計画(素案)の作成

令和6年 3月 中野区認知症推進計画の策定

※計画策定にあたっての意見交換会など区民参加の手続きについては、中野区健康福祉総合推進計画に準じて行う。